

# 感染症BCP（事業継続計画）ガイド

新型インフルエンザ・コロナウイルス等の感染症発生時の事業継続対策

## 1. 感染症BCPの基本的考え方

感染症（新型インフルエンザ・コロナウイルス等）は、地震・水害と異なり「ヒト」への直接被害が主体です。感染症BCPの最大の特徴は、①拠点の物理的損壊がなくても人員が大幅減少すること、②長期化（数週間～数ヶ月）すること、③段階的・繰り返し発生することです。内閣府「事業継続ガイドライン」（令和5年3月）でも、感染症を重要シナリオの一つとして位置づけています。

## 2. 感染症BCPで想定すべき事態

想定事態	発生確率	業務への影響
従業員の20～30%が同時罹患	高	重要業務の維持困難
主要サプライヤーの操業停止	中	原材料・部品の調達停止
交通機関の大規模停止	中	出社不能・在宅勤務への強制移行
顧客・取引先の活動自粛	中～高	受注減少・売上急落
学校・保育施設の休校	高（長期化時）	子育て従業員の出社困難

## 3. 感染症BCP 主要対策チェックリスト

### 【事前準備】

- テレワーク環境（VPN・クラウドツール・Web会議）の整備と訓練実施
- 在宅勤務規定・情報セキュリティポリシーの整備
- 感染症発生時の就業ルール（出社停止基準・隔離手順）の策定
- 重要業務の業務引継書作成（担当者が突然不在になっても継続できるよう）
- 2～4週間分の主要消耗品・備品の備蓄
- 従業員の安否確認システム・ルートの確保

### 【発生時対応】

- 感染者発生時の報告ルート（従業員→上司→BCP責任者→代表者）の徹底
- 濃厚接触者の特定と自宅待機指示
- 在宅勤務・分散勤務・時差出勤への切り替え
- 顧客・取引先への連絡（対応遅延・訪問中止の事前通知）
- 代替要員・クロストレーニング要員の動員

参考：内閣府「事業継続ガイドライン」（令和5年3月） [bousai.go.jp](https://www.bousai.go.jp/) /

厚生労働省「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」 [mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp/)（2026-05-28確認） / [template-free.jp](https://www.template-free.jp/)